

京都府国土利用計画・土地利用基本計画(仮称)の 最終案の概要について

1 策定の方向性

- ・深刻化する少子高齢化及び人口減少に伴う地域社会の衰退等に対応する計画とし、全国計画の内容を基本とする。
- ・京都府国土利用計画と京都府土地利用基本計画で記載内容が重複する部分を整理する等して一本化し、府民の方々や市町村等にわかりやすい、京都府の土地に係る総合的な計画とする。
- ・令和5年4月にスタートした「京都府総合計画」の目標である「あたたかい京都づくり」を土地利用の観点から実現するための計画とする。

2 計画期間 目標年次 令和15年(基準年次 令和2年)

3 パブリックコメントの結果

募集期間 令和6年9月30日(月)～10月22日(火)

提出件数 0件

4 最終案の概要

(1) 土地利用をめぐる基本的条件の変化と課題 主な記載内容は資料3のとおり

- 人口減少・高齢化等を背景とした土地の管理水準の悪化と地域社会の衰退
- 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応
- 自然環境の保全・創出と環境共生に向けた対応

(2) 土地利用の基本方針 主な記載内容は資料4のとおり

(ア) 地域全体の利益を実現する最適な土地利用・管理	(カ) 文化観光の持続的な発展に向けた土地利用・管理
(イ) 災害リスクを踏まえた安心・安全を実現する土地利用・管理	(キ) 交通基盤の整備のための土地利用・管理
(ウ) 環境と共生した社会づくりのための土地利用・管理	(ク) デジタル技術を活用した先進的な土地利用・管理
(エ) 子育てしやすいまちづくり実現のための土地利用・管理(新規)	(ケ) 多様な主体の参加・協力による活力ある地域づくりのための土地利用・管理
(オ) 京都産業の創出・成長・発展に向けた土地利用・管理(新規)	

(3) 地域別(府内5地域)の現状と課題等及び土地利用の基本方向

丹後	・地域産業を支える基盤整備を進めていくため、海の京都観光圏の観光ルートの形成など流通の強化を図る。
中丹	・福知山公立大学等と連携し、地域の担い手となる学生と地域の企業との交流の場を設定し、人材確保を図る
南丹	・地域の豊かな自然も生かした日本有数のスポーツ健康エリアとしての基盤を活かし、スポーツ&ウェルネスの産学公実証を核にした地域の実現を図る。
京都市	・市民生活と観光との調和を最重要視し、一部地域における過度な混雑の防止など、観光の質の向上を図る。
山城	・新名神高速道路の全線開通などによって飛躍的に高まる地域のポテンシャルを生かした更なる地域の発展を図る。

(4) 利用区分別の土地利用の基本方向

農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地及びその他に区分し、各区分の土地利用の基本方向について記載

(5) 土地の利用目的に応じた土地の区分ごとの規模の目標

(単位：km²)

利用区分	R2 (基準)	R15 (目標)	増減理由
農地(田・畑)	298	296	転用や荒廃農地の発生を見込み減少
森林(国有林・民有林)	3,413	3,413	土地保全や水源かん養等、重要な役割を果たしており、今後も適切に管理していく必要があるため、現状維持
原野等(旧採草等)	2	2	今後の開発で大きく減少する見込みが低いため現状維持
水面・河川・水路等	143	143	計画期間中にダム等の整備計画等がないため現状維持
道路(林道・農道含む)	158	166	現在計画されている事業等を踏まえ増加
住宅地	165	167	府内の世帯数の増加を想定し増加
工業用地	18	21	今後の工業用地の開発予定地面積を踏まえ増加
その他の宅地	75	75	土地利用の効率化、高度化を図る方針を踏まえ現状維持
その他	340	329	-
合計	4,612	4,612	-

(6) 規模の目標達成のために必要な措置の概要

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用 (2) 土地の有効利用・転換の適正化 (3) 土地の保全と安全性の確保
 (4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保 (5) 持続可能な土地管理 (6) 多様な主体による土地管理の推進 (7) 土地に関する調査の推進 (8) 近隣府県等との連携 (9) 計画の効果的な推進 について記載

(7) 土地利用の調整等

都市地域	一体の都市として開発し、整備・保全する必要がある地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する多面的機能の維持・増進を図る必要がある地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、保護及び利用の増進を図る必要がある地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、自然環境の保全を図る必要がある地域

※これらの地域区分が重複した場合の調整指導方針についても記載

五地域区分の重複する地域の土地利用の調整指導方針

五 地 域 区 分	五 地 域 区 分						
	都市地域 市街化区域及び用途地域	都市地域 市街化調整区域	その他 農用地	農業地域 農用地	森林地域 保安林	自然公園地域 特別地域	自然保全地域 特別地域
都市地域	市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地	保安林	特別地域	特別地域
農業地域	農用地	市街化調整区域	その他	農用地	保安林	特別地域	特別地域
森林地域	保安林	市街化調整区域	その他	農用地	保安林	特別地域	特別地域
自然公園地域	特別地域	市街化調整区域	その他	農用地	保安林	特別地域	特別地域
自然保全地域	特別地域	市街化調整区域	その他	農用地	保安林	特別地域	特別地域

[凡例]

- 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する。
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る。
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
- ② 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める。
- ③ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める。
- ④ 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める。
- ⑤ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める。
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。